

## 南種子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について、都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また、具体的な都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから、南種子都市計画区域においては、「過去と未来・人と人が交流するまち みなみたね」を基本理念として、都市づくりを目指すこととし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

# 南種子都市計画

都市計画区域の整備、開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	4
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	6
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	7
② 市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	8
① 基本方針	8
② 主要な緑地の配置の方針	8
③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針	9
④ 主要な緑地の確保目標	9

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

南種子都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の熊毛地域の種子島に位置し、鹿児島市を起点とし沖縄県那覇市を終点とする国道58号等の広域的な幹線道路が通っている。

本区域の気候は温暖で、海と緑に包まれた自然環境豊かな区域である。また、本区域は、日本一早い新米「コシヒカリ」の出荷など、温暖な気候を活かした農業が基幹産業である。

歴史的には、旧石器時代や縄文後期の遺跡が各地で発見されていることや、1543年にポルトガル船が最南端の門倉岬に漂着し鉄砲を伝來した地であることなど歴史的な由来を持つ一方で、日本の科学技術の粋を集めた我が国最大のロケット発射場を有する宇宙センターのまちとして全国にも知られている。

本区域は、少子高齢化が進行しており、農業集落では過疎化が進行しつつある。また、本区域の中心地である上中地域では、商業基盤が脆弱であり、他市町の大型店舗への消費者の流出が目立つ。都市基盤整備については、<sup>かみなか</sup>上中地域をはじめとして道路整備は進んでいるものの、市街地の都市公園や生活雑排水処理施設の整備が遅れている。

このようなことから本区域では、歴史的な特性と科学の最先端技術が集積する宇宙センターがあるまちとして、地域特性を活かした観光交流機能の拡大、誰もが快適性を感じるまちづくり、人々が交流するまちづくりを進めていくものとし、

#### 「過去と未来・人と人が交流するまち みなみたね」

を本区域の都市づくりの基本理念とする。

この基本理念を実現するために、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### ■誰もが快適さを感じるまちづくり

まちなかにおける歩行者空間のバリアフリー、さらにユニバーサルデザインの概念を導入した都市基盤の整備を進め、すべての人に優しく、生きがいを感じるまちづくりを進める。

#### ■自然環境と調和した快適居住のまちづくり

豊かな自然環境や美しい景観との調和を考慮しつつ、秩序ある土地利用の誘導、道路・公園・下水道など生活に密接に関わる都市基盤の整備を進め、誰もが快適性を感じる居住環境の形成を図る。

#### ■人々が交流するまちづくり

名所旧跡や宇宙センターを訪れる観光客と地元住民との交

流・連携を目的とした観光基盤の整備を進め、観光・商業の振興を目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① 上中地域

上中地域は、商業機能と業務機能が集積した中心的地域であることから、本区域における『都市中心核』として位置づけ、種子島南部の商業拠点の形成を目指し、利便性に優れた商業、業務、交流、文化等の都市機能強化を図る。

また、外国衛星の打ち上げ計画や新型ロケット開発等により多数の外国人技術者や関係者が国内外から訪れる事から、国際化に対応するまちづくりを目指す。

### ② 茅永地域

「種子島めぐり」の名勝地となっている「宝満の池」を『観光拠点』として位置づける。また、種子島宇宙センター内にある宇宙科学技術館周辺の「カーモリの峰」を『観光・レクリエーション拠点』として位置づける。

本地域については、周辺環境の保全とともに施設の維持・保全を図り、観光拠点としての魅力向上に努める。

### ③ 長谷・西之・下中地域

鉄砲伝来の地として観光地にもなっている「門倉岬周辺」を『観光・レクリエーション拠点』として位置づける。

当該地域については、公園施設が整備されており、今後とも観光拠点としての魅力向上に努めるものとする。

区域内に点在する既存集落については、生活道路の整備を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

区域内の人口は減少傾向を示しており、今後も人口は減少すると予測される。

また、産業の見通しについて、製造品出荷額は今後増加すると予測されるが、将来的な土地需要は現市街地内の未利用地を活用することで対応可能であり、本区域における急激かつ無秩序な市街地の拡大はないものと判断される。

本区域の健全な都市形成及び魅力と個性あふれるまちづくりを行う上では、区域の大部分を占める自然的環境との調和を図っていく必要があるが、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものと

する。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

上中地域の国道 58 号沿道及び本町周辺は、本区域の商業機能と業務機能が集積した中心的地域であることから、商業業務地として位置づけ、今後とも種子島南部の商業拠点の形成を目指し道路の整備や緑化等を進め、地域住民が利用しやすく、また観光客が再び訪れたくなるまちづくりを目指す。

###### b 工業地（研究施設）

種子島宇宙センターは、宇宙に関する研究開発施設及びロケット組み立て工場等の機能を考慮して、工業地として位置づける。

今後は、周辺地域において、宇宙センターの機能向上に資する都市基盤整備を図る。

###### c 住宅地

上中地域の商業・業務地周辺は、商業地や公益サービス機能と近接する住宅地として位置づける。当該地域については、利便性の高い良質な居住環境の形成を目指し、都市基盤整備を進めるとともに、周辺環境と調和した緑豊かな住宅地形成を目指す。

##### ② 土地利用の方針

###### a 土地の高度利用に関する方針

本区域の中心的地域である上中地域は、商業業務機能を始めとする諸機能の集積、商店街の活性化を図るため、駐車場スペースの確保、誰もが移動しやすい空間形成に努める。

###### b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地域のレクリエーション拠点、種子島空港や西之表港へ移動する観光客の休憩ポイントとして「南種子健康公園」の整備を進める。

###### c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

###### d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している海岸線沿い及び斜面樹林地は、都市的土地利用の抑制を図るとともに、引き続き自然環境や生態系の適正な保全・育成に努める。

3方向を海に囲まれる本区域は、自然に近い形で海岸景観が形成されており、離島特有の自然が残されている。特に、東海岸では宇宙センターと砂浜を合わせた景観が、南種子を代表する景観であることから、今後ともその維持・保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割を持つ主要な幹線道路として、国道58号、県道西之表南種子線が位置している。

本区域の位置する種子島は、南北に細長い平坦な島で、幹線道路は比較的整っており、本区域の上中地域から西之表市街地までは、およそ1時間で結ばれている。しかし、本区域においては、地理的条件により、屈曲・幅員狭小部も見受けられる。

道路は住民の身近な社会生活活動を支える最も基本的な基盤であり、その整備は重要な課題である。今後とも社会経済情勢の変化に対応した住民生活の利便性を確保するとともに、地域産業の振興を図るため、区域内の各拠点を連絡する道路の整備や、市街地における環状道路の整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 上中市街地から各方面へのアクセス機能の強化、屈曲・狭小幅員部の解消等を目指した道路の整備を進める。
- 歩行者空間の整備など生活環境と調和し、バリアフリー対策を考慮した道路の整備を進める。
- 上中市街地においては、生活利便性の向上を目指すため、市街地内を環状する道路整備を進める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、国道 58 号を主軸の都市広域交通として位置づけるとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の方針で道路を適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	<p>主要幹線道路については、隣町との連絡性を強化し、都市の骨格を形成する路線として以下の路線を位置づけ、各路線の整備を図る。</p> <p>都市間を結ぶ路線：</p> <p>国道 58 号線</p> <p>区域を外周する路線：</p> <p>県道西之表南種子線</p>
都市幹線道路	<p>主として人々の生活を支え、都市内の交通を円滑に処理する都市幹線道路として、以下の路線を位置づけ、各路線の整備を図る。</p> <p>地域間を結ぶ路線：</p> <p>県道茎永上中線</p> <p>市街地間を循環する路線：</p> <p>都市計画道路 3・5・3 号山崎通線（町道上野山崎線）</p> <p>都市計画道路（仮称）堂中野線（町道）</p>

イ その他

種 别	配 置 の 方 針
駐車場等	自動車交通の増大、商店街の利便性の向上を目指すため、官民一体となって駐車場を配置し、整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、以下のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	<p>主要幹線道路：</p> <p>国道 58 号</p> <p>県道西之表南種子線</p> <p>都市幹線道路：</p> <p>県道茎永上中線</p> <p>都市計画道路 3・5・3 号山崎通線（町道上野山崎線）</p> <p>都市計画道路（仮称）堂中野線（町道）</p>

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域においては、生活様式の多様化に伴い、生活雑排水の処理が環境衛生上重要な課題となっている。

このため、合併処理浄化槽の設置については、生活環境の改善、公共用水域の水質保全の観点から、積極的に進める必要がある。また、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、公共下水道等の整備に関する調査を検討する。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適でうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

上中地域については、雨水対策の緊急性が高いことから、都市下水路の整備を進め、将来は公共下水道による排水処理を検討していく。上中地域以外の集落地等については、合併処理浄化槽の設置を図る。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

家庭の生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を進める。

今後、上中市街地への人口集中を想定し、合併処理浄化槽及び都市下水路の整備並びに公共下水道の調査研究を進める。

#### イ 河川

本区域には、郡川こおり、鹿鳴川しかなき及び宮瀬川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
都市下水路	都市下水路（上中地域）

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、長期的な展望に立ち、人口の動向や市街化の状況に対応して、必要となるその他の施設について整備を図っていくものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、南種子町と中種子町の2町で構成される中南広域し尿処理組合により広域収集と処理を行っている。今後も広域的な取り組み体制の中で、ごみの分別収集や運搬体制の合理化を進めるとともに、ごみ処理施設等の機能強化を図る。

また、種子島地区広域事務組合（1市2町）により、（仮称）種子島最終処分場及び（仮称）リサイクルプラザ施設整備計画を進める。

イ し尿処理施設

し尿処理については、ごみ処理施設と同様に中南広域し尿処理組合による広域収集が行われており、中種子町野間地域のし尿処理施設で処理が行われている。今後は、人口動向を考慮しつつ、必要に応じて施設整備の検討をしていくものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備する事業は、以下のとおりである。

種 別	名 称
ごみ処理場	(仮称)種子島最終処分場
	(仮称)種子島リサイクルプラザ

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は上中地域を中心に構成されており、各地域の集落には上中地域から放射状に道路が延びている。このような土地条件のもとで、中心的機能を担い宅地化の需要が高い上中地域については、面的整備等の手法による事業の調査検討を進める。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業はないが、必要に応

じて検討していくものとする。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

###### a 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、起伏の多い丘陵地で中央台地は、極めて緩い傾斜で畑地が多い。また、中央台地を中心にして、東海岸に宮瀬川、郡川、鹿鳴川など河川が流れ、河川流域の低地には水田が開けている。一方、西海岸には大川川等の小規模河川があるが水田は少なく、海岸線近くまで山地が迫っており丘陵部分から中央にかけて畑地が開けている。

このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保に努める。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概 要
a 環境保全系統の配置	前之浜	前之浜一帯の海岸一帯には、高木林の自然植生が分布しており、今後も保安林指定のもと保全・育成を図る。また、アカウミガメ、イシガメ、タイマイ等の海洋生物の生息環境の保全を図る。
	竹崎地域の植生地	宇宙センターが立地している竹崎地域では、ウバメガシやクロマツで覆われており、海岸砂丘地にはゴボウムギやハマグルマなどが生育した砂丘植生地を形成しており、今後も保安林指定のもと保全・育成を図る。
	丘陵地や斜面地に分布する野生動物生息地	丘陵地や斜面地の樹林地は、アカヒゲ等の野鳥、ツマベニチョウ等の昆虫等の生息地となっており、都市的土地利用との調整を図りながら適正に保全・育成を図る。
b レクリエーション系統の配置	上中市街地	人口集積、商業・業務機能等、本区域の中心的機能を担っており、上中市街地については誘致距離、規模を勘案して適正な公園配置計画を進めていく。
	前之峯運動場	レクリエーション機能の充実、交流拠点の形成を図るものとして、前之峯運動場の再整備を図る。

	南種子健康公園	地区公園として整備し、地域住民のレクリエーション拠点とともに、種子島空港や西之表港へ移動する観光客の休憩ポイントとしての整備を検討する。
	海浜部	前之浜、竹崎等の海浜部は、海洋レジャーとともに、周辺には公園や宇宙センター等の複合的な観光・レジャー要素を持ち合わせていることから、広域的レクリエーション拠点として位置づける。
c 防災系統の配置	区域全体	水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地等の保全を図る。
	上中市街地及び集落地	防災対策の一環として、避難地、避難路、緑地等を配置し、市街地及び集落地内のオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成系統の配置	海岸線	竹崎、門倉岬、前之浜等の景勝地を、本区域特有の景観として保全する。
	ロケット打ち上げが展望できるポイントからの景観保全	種子島宇宙センターは、本区域を代表する施設であり、まちづくりとも大きく関わるものである。特に、ロケットの打ち上げ時には多くの見物客が訪れ、様々な場所から展望する。こうした、地域資源とも言うべき行事の妨げとならないよう、展望ポイントからの景観保全を図る。
e その他	宝満の池及び宝満神社周辺	宝満の池及び宝満神社周辺は、歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。

### ③ 実現のための具体的な方針

まちの中心的位置づけにある上中地域については、都市公園の適宜配置を検討していくものとする。

また、海岸沿いや丘陵地に分布する良質な樹林地帯は、必要に応じて、緑地保全地区、風致地区等による制度を活用し、保全に向けた施策を検討する。

### ④ 主要な緑地の確保目標

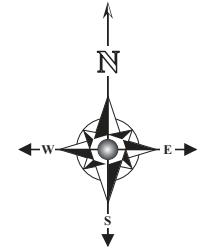
#### a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 别	名 称 等	規 模
地区公園	南種子健康公園	約 5.3 h a

#### b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

## 南種子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
注②) 「概ね10年内に整備」とは、概ね10年内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。